

第 17 条 条例第 11 条の規定により、使用料を免除することができる場合は、次のとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助を受けている者が利用するとき。
- (2) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (3) 知的障害者で都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の市長から療育手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が利用するとき。
- (5) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 4 条 1 第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者が利用するとき。
- (6) 国、茨城県及び町が公用又は公共事業の用に供するため利用するとき。
- (7) 阿見町と公の施設の相互利用に関する協定書（以下「稲敷相互利用協定書」という。）を取り交わしている地方公共団体が公用又は公共事業の用に供するため利用するとき。
- (8) 町及び町と稲敷相互利用協定書を取り交わしている地方公共団体に所在する学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する児童福祉施設が公用又は公共事業の用に供するため利用するとき。
- (9) 阿見町行政区規則（昭和 53 年阿見町規則第 4 号）に定める行政区の自治会又は自主防災組織がその設立目的に則した事業に利用するとき。
- (10) 町の行政組織に事務局を置く団体がその設立目的に則した事業に利用するとき。
- (11) 町から財政支援（阿見町補助金等交付規則（昭和 51 年阿見町規則第 6 号）に定める補助金等の交付を受けることその他の財政的な支援をいう。）を受けている非営利団体がその設立目的に則した事業に利用するとき。
- (12) 町内を主たる活動の場とするボランティア団体、児童生徒の育成団体その他の社会貢献活動を行う団体がその設立目的に則した事業に利用するとき。
- (13) 町内に事務所を有する特定非営利活動法人がその設立目的に則した事業に利用するとき。
- (14) 地震、火災、水害等の災害の発生により、応急収容施設として使用させるとき。
- (15) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特別の事由があると認めたとき。

2 条例第 11 条の規定により、使用料を減額することができる場合及びその割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町と稲敷相互利用協定書を取り交わしている地方公共団体以外の地方公共団体に所

在する学校教育法第1条に規定する学校及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が公用又は公共事業の用に供するため利用するとき。 50パーセント

(2) 阿見町又は阿見町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の後援を受けた団体がその設立目的に則した事業に利用するとき。 50パーセント

(3) 阿見町社会教育関係団体認定要綱(平成23年阿見町教育委員会告示第4号)に基づき認定を受けた社会教育関係団体がその設立目的に則した事業に利用するとき。 50パーセント

(4) 阿見町文化協会に加入する団体がその設立目的に則した事業に利用するとき。 50パーセント

(5) 阿見町体育協会に登録する団体がその設立目的に則した事業に利用するとき。 50パーセント

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特別の事由があると認めたとき。 その都度教育長が定める割合